Ａ３版の大きさで掲示

# 大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第６条第２項に基づく変更の届出について、説明会に代わり掲示により届出等の要旨をお知らせします。

| | |
|---|---|
| 店 舗 名 称 | ミスターマックス本城ショッピングセンター |
| 所　在　地 | 北九州市八幡西区本城五丁目２３０４番地１ |
| 建物設置者 | 株式会社ミスターマックス・ホールディングス<br>代表取締役　平野能章<br>福岡市東区松田一丁目５番７号 |
| 変更届出の要旨 | （１）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項<br>①駐車場の位置及び収容台数<br>②駐輪場の位置及び収容台数 |

①駐車場の位置及び収容台数

| 位　置 | 収容台数 | |
|---|---|---|
| | 変更前 | 変更後 |
| 建物敷地内平面駐車場 | ４５３台 | ３０９台 |
| Ａ棟屋上駐車場 | ２４０台 | １５０台 |
| 合　計 | ６９３台 | ４５９台 |

②駐輪場の位置及び収容台数

| 位　置 | 収容台数 | |
|---|---|---|
| | 変更前 | 変更後 |
| Ａ棟西側 | ９０台 | ３５台 |
| Ｂ棟南側 | ４５台 | １７台 |
| 合　計 | １３５台 | ５２台 |

| | |
|---|---|
| 変更年月日 | 令和９年４月１４日 |
| 届出書の縦覧場所及び縦覧期間 | 【縦覧場所】北九州市役所産業経済局サービス産業政策課<br>（小倉北区城内１番１号　本庁舎７階）<br>【縦覧期間】令和８年８月２１日～令和８年１２月２１日<br>【意見書の提出先】北九州市産業経済局サービス産業政策課<br>※住民の皆様他どなたでも、縦覧期間内に市に対して、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見書を提出することができます。 |

〇届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社エス・ティ・イー総合企画
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町 10 番地　千里殖産ビル 1F
TEL 096-288-0282　FAX 096-288-0283